


(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾21FAX第28号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2022年11月16日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

11/16 労使政策委員会の経過について

(本文) 労使政策委員会を11月16日(水)13:30から開催した。冒頭、日港協から、10月18日付で申し入れた「21春闘協定、22春闘中央団交の経過をふまえた諸課題」について回答すべきところであるが、11月9日に日港協会長を外船協と邦船協が訪れ年末年始例外荷役の協力要請が行われたことを紹介した。

その後、組合から出されていた22春闘要求での「一丁目一番地」である適正料金の交渉を船社と元請が暫時行っていたが、一昨日、正式に解決したと報告があった。それは、関係元請から専業への支払いも含めての話であるとした。

それを受けて、日港協として22春闘の肝である適正料金収受と支払いの課題が解決したとして、中央港湾団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請の申し入れがあった。

組合側も、料金問題について解決したことの確認ができたとして、中央団交の再開と年末年始の例外荷役の協力要請について本労使政策委員会で協議するとして、一旦、休憩に入った。

そして、組合側で協議した結果、日港協の申し入れに応じることとし、年末年始の例外荷役の協力要請を例年通り実施することを確認し、(仮)議事録確認書に署名した。また、中央港湾団交を11月28日(月)10時30分から再開することとした。詳細について、下記の通り報告する。

記

1. 2022年度年末年始例外荷役について

- (1) 労務委員長より、年末年始例外荷役の協力要請が日港協にあったことが報告された。
- (2) それをふまえて、22春闘要求4-(6)項で謳われている「年末年始特別例外荷役に係る労働環境整備の協議に応じること」に対応して、例外荷役議事録確認に1項を設けて対応したいとした。
- (3) 組合側として、休憩を挟み議論した結果、協力要請が11月9日と期間が短く、本日に了承するにあたっては、十分な議論を行うために、22春闘協定に1項目を設け、時間をかけて労使で協議することを書き込んでいくことを提案し、労使で確認した。
- (4) また、組合より本日に(仮)議事録確認書に署名するのは、船社の配船スケジュールを考慮して一日でも早く判断したことを伝えてほしいとし、日港協は船社に伝えるとした。
- (5) (仮)議事録確認書の内容については、昨年と同様のものを双方署名した。

## 2. 22 春闘協定について

- (1) 日港協から、組合から出されていた 22 春闘要求での「一丁目一番地」である適正料金収受と支払いについての協議を船社と元請が暫時行っていたが、一昨日、正式に料金問題が解決したことを受けて、「21 春闘協定、22 春闘中央団交の経過をふまえた諸課題」についての回答として仮協定書（案）の提案があった。
- (2) 組合側は、提案を中央執行委員会で議論するとして、中央港湾団交の再開を 11 月 28 日に開催することを提案し、10 時 30 分から芝浦サービスセンターで開催することを確認して終了した。

以上

<添付> (仮) 年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

## 年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2022年（令和4年）12月31日から2023年（令和5年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

### 記

1. 当該4日間を「年末年始休日」とする。  
但し、時間外算定基礎分母は現行通りとする。
2. 「日中荷役とする。」の原則は、徹底し順守する。  
但し、1月4日については取り切り船に限り原則18時迄とする。  
なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
3. 1月4日の平日化については継続協議とする。
4. 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
5. 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。  
ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区（港）労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。

以上

2022年（令和4年）11月16日

一般社団法人 日本港運協会  
労使政策委員会  
委員長

小野孝則

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長

真島勝重

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長

日吉正博